

見 積 執 行 通 知 書

年 月 日

様

(住 所)

(法人名)

(契約担当者職氏名)

印

工事の見積を行いますので下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 市 (郡) 町 (村) 地内
- 3 工 事 日 数 日 間
- 4 現場説明の日時場所 月 日 時 分 ○ ○ 内
- 5 入札執行の日時場所 月 日 時 分 ○ ○ 内
- 6 代理見積の場合は、本人の委任状を提出すること。
- 7 見積書及び見積用封筒は、長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱に定める様式によること。
- 8 入札は、消費税を含まない金額で行うこと。

予 定 価 格 調 書

工 事 名			
工 事 場 所	市 (郡)	町 (村)	地内
予 定 価 格	消費税を含む価格	円	
	消費税を除く価格 (入札・見積書比較価格)	円	
最低制限価格 (見積の場合を除く)	消費税を含む価格	円	
	消費税を除く価格 (入札・見積書比較価格)	円	
<p>上記のとおり定める。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">(法 人 名)</p> <p style="margin-left: 100px;">(契約担当者職氏名)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p>			

入札（見積）書

年 月 日

様

入札（見積）者 住所

氏名

印

（代理人による入札（見積）の場合は）代理人

印

下記工事を請け負いたいので、下記金額をもって入札（見積）します。

記

¥

- 1 工事名
- 2 工事場所 市（郡） 町（村） 地内
- 3 工事日数 日間
- 4 入札（見積）条件 入札（見積）執行通知書に記載しているところによる。

- 備考
- 1 入札は、消費税を含まない金額で行うこと。
 - 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまつ消することはできない。

入札（見積）用封筒

工事名

入札（見積）書

氏名

印

委 任 状

年 月 日

契約担当者名

様

委任者所在地

商号及び名称

代表者名

㊟

今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任いたします。

氏 名

㊟ (注)

委任事項)

1 入札 (見積) 名 ○○○○○の入札及び見積に関する一切の権限

(注) 代理人の印鑑は、必ず入札 (見積) 書に使用する印鑑と同一のものとする。

入 札 (見 積) 結 果 表

法 人 名 _____
 工 事 名 _____
 工 事 場 所 _____
 入札(見積)執行日 _____年 _____月 _____日 _____時 _____分

商 品 又 は 名 称	所 在 地	代 表 者	第 1 回	第 2 回	第 3 回	結 果

入札結果は、上記のとおりです。
 _____年 _____月 _____日

法 人 名 _____
 契約担当者 職氏名 _____ 印
 立 会 者 職氏名 _____ 印
 職氏名 _____ 印
 職氏名 _____ 印

原本と相違ないことを証明する。
 _____年 _____月 _____日

※ (様式第4号) 予定価格調書の写しを添付すること。

契約担当者職氏名 _____ 印

下 請 負 人 報 告 書

年 月 日

様

法人名
契約担当者 職氏名 印

下記のとおり契約業者が下請人を決定したので、報告します。

記

工事名
工事場所 市(郡) 町(村) 地内

契約業者

契約業者の商号 又は名称	
契約業者の住所	県 市(郡) 町(村)
契約工事の内容	

下請負人 1

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市(郡) 町(村)
下請工事の内容	

下請負人 2

下請負人の商号 又は名称	
下請負人の住所	県 市(郡) 町(村)
下請工事の内容	

- 備考 1 一括下請は、長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱第10条により、禁止されているので注意すること。
- 2 下請負い人が2者以上となる場合は、別途用紙を継ぎ足して報告すること。

平成 年度 社会福祉施設整備費支出状況及び進捗状況報告書

(年 月 日現在)

事業主体名

代表者

	施設名	工事区分	内示日 年 月 日
	契約者名	進捗率 %	契約日 年 月 日
支出日	設計管理分 契約額 円	施設整備分 契約額 円	設備整備分 契約額 円
/	円	円	円
/	(円)	(円)	(円)
/	円	円	円
/	(円)	(円)	(円)
/	円	円	円
/	(円)	(円)	(円)
/	円	円	円
/	(円)	(円)	(円)
/	円	円	円
/	(円)	(円)	(円)

注:()内は各契約分の累計を記入すること。また支出後3日以内に提出すること。

A・・・入札執行補助者

B・・・入札執行者

入札シナリオ（標準タイプ）

注意事項等

※ 一般競争入札の場合、開始前に資格審査結果通知書等により参加の確認を行う。

(1) 開始

A「ただいまより、（入札番号、入札名を読み上げ）の入札を行います。」

物品の場合：品名、納期限、特殊条件の読み上げ
役務の提供（委託）の場合：委託番号、委託名の読み上げ

(2) 出欠確認

A「出席を確認しますので、返事をしてください。」
（業者名の点呼）
（指名請負人調書で確認）

・業者名と指名請負人調書との確認

※ 一般競争入札の場合、確認は不要

(3) （辞退届が提出されている場合）

A「〇〇業者さんは辞退届がでています。」

(4) 委任状の提出

A「代理人の方は委任状を提出してください。」
・・・委任状の審査

○委任状の審査

- ・委任状の記載事項に誤りがないか。
- ・委任者の記名押印及び受任者の記名押印漏れがないか。
- ・委任事項が明記されているか。
- ・その他委任状の審査基準（P.54～55）を参照。

(5) 注意事項説明

右記載の注意事項を読み上げ、下記事項も読み上げる。

A「入札に際し注意事項を説明します。」

A「入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額、つまり、課税、非課税事業者を問わず、消費税に相当する額を抜いた金額を記載してください。」

A「入札者の記名押印漏れ、入札書の記載事項に記載漏れ、誤りがないか十分確認してください。」

A「特に代理人が入札する場合は、代理人の記名押印が漏れていないか、入札書に記載した氏名は委任状と同じか確認してください。」

○注意事項

- ・最低制限価格が設けられている場合

「当該入札には最低制限価格を設けており、最低制限価格を下回った者は失格となり再度入札に参加できません。」

A「漏れ、誤りがあった場合、無効となる場合があります。」

A「再度、入札番号・入札名を読み上げますので、もう一度よく確認してください。」

(6) 入札執行

A「入札書を提出してください。」

(入札書投函)

A「全員入札書の提出を終わりましたか。」
<全員の提出が完了したことを確認して>

A「これで入札書の提出を打ち切ります。」

(7) 第1回目開札

A「第1回目の開札を行います。」

(審 査)

(8) 落札者の決定 (A及びB)

(予定価格調書の開封)

※ 落札判断基準

- | |
|---|
| ◎ 最低制限価格を設けている場合 |
| ・ 予定価格 \geq 最低入札価格 $\times 1.10$
\geq 最低制限価格 → 落札 |
| ・ 最低入札価格 $\times 1.10 >$ 予定価格 → 再度入札 |
| ◎ 最低制限価格が設けられていない場合 |
| ・ 予定価格 \geq 最低入札価格 $\times 1.10$
\geq 予定価格の $2/3$ → 落札 |
| ・ 予定価格の $2/3 >$ 最低入札価格 $\times 1.10$
→ 保留 |

・ 入札番号・入札名は、開始時に同じ。

・ 入札番号・入札名及び記載事項に誤りがないか再度確認をとること。

・ 入札執行中に辞退の申し出があった場合は、入札書の金額欄に辞退と記載し、入札箱に投入させること。

○ 打ち切り宣言後は、入札書の提出は認めない。

○ 審査方法

- ・ 封筒数の確認。
- ・ 入札書の記載予定箇所に正確に記載されているか。
- ・ 入札書記載内容が有効・無効かの判断をする。(判断基準はP. 55~58 参照)
- ・ 有効無効の判断が付きにくいときは一旦入札を保留し、上司等の判断を仰ぐこと。
- ・ 入札書を金額の低い順に上から並べ確認、無効札は無効のスタンプを押し、一番下に置く。

○ 開札は入札者全員が立ち会う。

○ 落札の判断基準は左記のとおり。

① 落札の場合

A 「最低入札価格〇〇円」

B 「落札」

A 「〇〇業者（会社名）落札、落札額〇〇円、これに10%を加算した額が契約額となります。」

（入札書に「第1回落札」のスタンプ及び入札執行者の確認印の押印）

② 無効入札があった場合

B 「〇〇業者は、（無効理由）のため無効です。」

（入札書それぞれに「無効」のスタンプ及び入札執行者の確認印の押印）

③ 保留とする場合（最低制限価格を設けていない時）

● 予定価格の2/3を下回ったとき、

B 「入札を一旦保留します。」

B 「しばらくお待ちください。」

この間に上司等と協議し、判断する。

○ 協議の結果、落札と判断した場合、

A 「最低入札価格〇〇円」

B 「落札」

○ 協議の結果、内容を確認し、その後落札決定する場合

B 「当該入札額では契約の履行に疑義がありますので、入札を保留します。」

B 「最低入札者の〇〇業者は、連絡しますので調査にご協力願います。」

B 「なお、落札決定は後日当方より各業者に連絡します。」

④ 再度入札の場合

A 「最低入札価格〇〇円」

B 「超過」

A 「第1回目〇〇〇円は、超過ですので、第2回目をお願いします。」

○ 入札の無効は、P. 51～52 参照

（規則第 100 条、第 105 条）

※ 対応を協議する間、室内に待機させること。

○ 最低制限価格を設けていない場合で、予定価格の2/3を下回った場合は、入札を一旦保留し、上司等の判断を仰ぐ。

予定価格の2/3を下回って入札を保留するのは法令上決まっていなくても、確実な履行が出来るのか確認することも含めて落札決定の判断を上司等に仰ぐこと。（P. 48 参照）

- | |
|--|
| <p>① 予定価格の積算に誤りはないか。</p> <p>② 参加者に正しい設計書、仕様書が渡っているか、内容を正しく理解しているか。</p> <p>③ 見積もった金額で履行可能か。（場合によっては積算内訳書等の確認を行う。）</p> |
|--|

①→②→③の順に確認を行う。

○ 落札決定の通知は文書にて行うこと。

送付方法はFAXなどでもよいが、到達確認を確実に行うこと。

(9) 第2回開札

A「第2回目の開札を行います。」

審査、落札者の決定は(7)第1回目開札(審査)、
(8)による。

A「最低入札価格〇〇円」

B「超過」

A「第2回目〇〇〇円は、超過ですので、第3回目
をお願いします。」

A「なお、入札は3回までとなっていますので、ご注
意願います。」

(10) 第3回開札

A「第3回目の開札を行います。」

審査、落札者の決定は(7)第1回目開札(審査)、
(8)による。

◎3回の入札で落札者がいない場合

(1) 入札打ち切り宣言

A「最低入札価格〇〇円」

B「超過」

B「第3回目も落札しませんでしたので、当入札は不
調となります。」

B「以上で当入札を終了します。」

(最低額の入札書に「超過」のスタンプ及び入札執行
者の確認印の押印)

(2) 随意契約を行う場合

A「最低入札価格〇〇円」

B「超過」

B「第3回目超過となりましたが、地方自治法施行令
第167条の2第1項第8号により随意契約を行
いますので、最低入札者の〇〇業者さんと協議いた
します。」

B「〇〇業者さん、見積をする意思がありますか。」

① 見積をする意思がある場合

B「〇〇業者さん、見積書を提出してください。見
積書の提出は1回限りです。」

B「他の方はそのまま席でお待ちください。」

・(1)の場合、一般競争入札の場合は再度公告を、指
名競争入札の場合は指名替えにて再度、入札を行
う。

・見積書を持参していない場合は、入札書を見積書に
訂正して提出させる。

・訂正箇所は、入札と記入している箇所すべて。

①ーア 見積額が、予定価格以下の場合

A 「見積額、〇〇円」

B 「決定」

A 「〇〇業者（会社名）決定、決定額〇〇円、これに10%を加算した額が契約額となります。」

（見積書に「決定」のスタンプ及び入札執行者の確認印の押印）

①ーイ 見積額が予定価格を超える場合

A 「見積額、〇〇円」

B 「超過」

B 「本入札は終了します。」

（見積書に「超過」のスタンプ及び入札執行者の確認印の押印）

② 見積をする意思がない場合

B 「本入札は終了します。」

◎最低制限価格を下回った場合

(1) 一部の業者が最低制限価格を下回る場合

A 「最低入札価格〇〇円」

B 「最低制限価格を下回っているため、失格」

↓

複数の業者がいる場合は、順次繰り返す。

（失格者の入札書に「失格」のスタンプ及び入札執行者の確認印を押印し、一番下におく）

(2) 入札参加者全員が最低制限価格を下回る場合

A 「最低入札価格〇〇円」

B 「最低制限価格を下回っているため、失格」

↓

全業者、順次繰り返す。

B 「入札された全業者が、最低制限価格を下回っているため全業者失格とします。」

A 「以上をもちまして入札を終了します。」

（失格者の入札書に「失格」のスタンプ及び入札執行者の確認印の押印）

・①ーイ及び②の場合、一般競争入札の場合は再度公告を、指名競争入札の場合は指名替えを行い、再度、入札を行う。

※ 最低制限価格を設定できるものとして、工事以外では製造の請負契約、情報システムの開発及び改修に関する請負契約、清掃業務に関する請負契約などがある。（P. 33～35 参照）

・第1回目で最低制限価格を下回っていた場合、第2回目以降は参加できないが、入札会場からは退室させない。

◎予定価格内で最低の同価入札者が2者いた場合

A「最低入札価格〇〇円」

B「落札」

B「なお、落札となるべき最低入札価格〇〇円の入札書を提出した業者が2業者ありますので、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじにより落札者を決定します。」

B「〇〇業者、〇〇業者こちらへおいでください。」

B「まず、くじを引く順序を定めるくじを引きます。」

(第1回目くじ)

B「ただ今のくじの結果、〇〇業者が1番目、〇〇業者が2番目と決定しました。」

B「次に落札者を決定するくじを引きます。」

(第2回目くじ)

B「ただ今のくじの結果、〇〇業者が落札者と決定しました。」

(入札書に「抽選」と「第〇回落札」のスタンプ及び入札執行者の確認印の押印)

◎落札決定したのち入札結果一覧表の作成及び公表を行う。

- ・くじの辞退は不可。
- ・くじの辞退をしたときは、当該入札に関係がない職員にくじを引かせる。
- ・入札書に、くじを引いた結果落札した旨を記入。